

台東区特別養護老人ホーム入所指針

制定 平成30年4月1日30台福介地第52号決裁
改正 平成30年11月1日30台福介地第367号決裁
改正 令和7年4月1日6台福高第2024号決裁

1 目的

この指針は、特別養護老人ホームへの入所にかかわる基準を示すことにより、入所決定の透明性、公平性を確保し、円滑な入所を実施することを目的とする。

2 入所対象者

次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 介護保険法に定める要介護1～5と認定された者で常時介助を必要とする状態であること。
- (2) 居宅において適切な介護を受けることが困難な状態であること。

3 入所の申込

(1) 申込受付

台東区高齢者総合相談窓口及び区内各地域包括支援センターで受付ける。

(2) 当初申込分

申込対象年度の前年度11月1日から2月末までの受付分とする。

(3) 随時申込分

「当初申込分」締切り後に生じた状況変更や新規申込は、「随時申込分」として、当初申込締切日の翌日から10月末の期間受付けることとする。

(4) 要介護1・2の者の申込

要介護1・2の者の申込の際には、居宅において適切な介護を受けることが困難な事情について説明を求めることとする。

4 特別養護老人ホーム入所調整会議

(1) 適正な入所を図るため、特別養護老人ホーム入所調整会議(以下「入所調整会議」)を設置する。

(2) 入所調整会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- ① 特別養護老人ホーム入所順位の決定
- ② 入所調整名簿の管理
- ③ その他必要と認める事項

(3) 入所調整会議の構成

- ① 入所調整会議は、会長及び委員をもって構成する。

- ② 会長は、福祉部長をもって充て、入所調整会議を代表し、会務を総括する。
- ③ 委員は、介護保険課長及び特別養護老人ホーム施設長とする。
- (4) 入所調整会議の招集は、必要に応じて会長が行う。
- (5) 入所調整会議に伴う事務は、福祉部高齢福祉課において行う。
- (6) この指針に定めるもののほか、入所調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

5 入所調整基準

特別養護老人ホームの入所に際して、優先度を判定するための基準は、別表のとおりとする。

6 入所調整名簿

(1) 順位付け及びグループ分け

入所調整基準に基づいた得点順に入所調整名簿（以下「名簿」）を作成する。

(2) 名簿から入所の可能性について予測し、次のグループ分けを行う。

グループ名	考 え 方
A グループ	入所可能と考えられるグループ
B グループ	入所案内の可能性のあるグループ
C グループ	入所が難しいと考えられるグループ

(3) 名簿の有効期限

申込対象年度内とする。

(4) 名簿の再調整

- ① 随時申込分について入所調整基準に基づき名簿を作成する。
- ② 再調整された名簿のグループは、随時分としてグループ分けを行い、当初からの各グループの後に並べる。
- ③ グループ内の順位は固定する。
- ④ 特別養護老人ホームは、名簿上位順に入所の意向確認を行う。
- ⑤ 意向確認において入所希望者又は申込者から、自己の都合で入所保留の申出があった場合は、当該申込回次の入所調整名簿（申込時に希望した他の区内施設のものを含む。）の最下位に順位を変更するものとする。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、この限りではない。

7 入所の決定

特別養護老人ホームは、健康状態、介護の状況などを面接調査のうえ、入所を決定する。

8 情報公開

区は、本人又は申込者から問い合わせがあった場合は、入所調整基準に基づく得点について説明をするものとする。

9 その他

- (1) 区から老人福祉法に定める措置による入所の委託を受けた際、施設長は正当な理由がある場合を除き、入所調整基準にかかわらず受託しなければならない。
- (2) (1)により区内の施設に入所した被措置者について、3に定める入所の申込があった場合、施設長は、入所調整基準にかかわらず、契約による入所に切り替えて入所を決定することができる。
- (3) 長期入院等のため退所した者で退院後の再入所を希望していた者については、別に定めるところにより、入所調整基準にかかわらず施設長が入所を決定することができる。

付 則

この指針は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

この指針は、平成30年11月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この指針は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の台東区特別養護老人ホーム入所指針の規定は、令和7年度の申込分から適用し、令和6年度の申込分までについては、なお従前の例による。